



茨城県報

第 112 号

令和 2 年 (2020 年) 6 月 11 日

木 曜 日

目 次

規 則	ページ
●茨城県霞ヶ浦水質保全条例施行規則の一部を改正する規則 (環境対策課)	2
●茨城県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (環境対策課)	2
告 示	
●指定居宅サービス事業者の廃止 (長寿福祉推進課)	3
●指定介護予防サービス事業者の廃止 (長寿福祉推進課)	3
●指定障害児通所支援事業者の指定 (2 件) (障害福祉課)	3
●指定障害児通所支援事業者の廃止 (障害福祉課)	4
●障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者 の指定 (2 件) (障害福祉課)	4
●障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者 の指定更新 (6 件) (障害福祉課)	5
●障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定一般相談支援事業者の指 定更新 (障害福祉課)	6
●大規模小売店舗立地法に基づく意見に係る公告 (中小企業課)	7
●茨城県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画 (漁政課)	8
●県営土地改良事業の工事の完了 (4 件) (農村計画課)	12
●定款変更の認可 (農村計画課)	13
●道路の供用の開始 (道路維持課)	13
●土地改良事業の工事の完了 (農林事務所)	13
(選挙管理委員会)	
●公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨	13
●個人演説会等を開催することができる施設の指定	15
●直接請求の場合における連署を要すべき県議会議員及び知事選挙権を有する者の法定数	16
公 告	
●道路の廃止 (建築指導課)	18
訓 令	
(教育委員会)	
●茨城県教職員住宅管理規程の一部を改正する訓令	18
正 誤	
●平成 30 年 6 月 21 日付け茨城県報号外第 76 号中	18

規 則

茨城県規則第56号

茨城県霞ヶ浦水質保全条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 2 年 6 月 11 日

茨城県知事 大井川 和彦

茨城県霞ヶ浦水質保全条例施行規則の一部を改正する規則

茨城県霞ヶ浦水質保全条例施行規則（昭和57年茨城県規則第31号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 第 3 項を次のように改める。

- 3 卸売市場（卸売市場法（昭和46年法律第35号）第 2 条第 2 項に規定するものをいう。以下この項において同じ。）に設置される卸売場及び仲卸売場（青果物（野菜及び果実をいう。）に係るもの（同法第 4 条第 1 項の規定による農林水産大臣の認定を受けた中央卸売市場に設置されるもの及び当該卸売市場に設置される卸売場の面積が330平方メートル未満のものを除く。）及び水産物に係るもの（同法第 4 条第 1 項の規定による農林水産大臣の認定を受けた中央卸売市場に設置されるもの、水質汚濁防止法施行令別表第 1 第69号の 2 に規定するもの及び当該卸売市場に設置される卸売場の面積が200平方メートル（主として漁業者又は水産業協同組合から出荷される水産物の卸売のためその水産物の陸揚地において開設される卸売市場で、その水産物を主として他の卸売市場に出荷する者、水産加工業を営む者に卸売する者又は水産加工業を営む者に対し卸売するためのものにあつては、330平方メートル）未満のものを除く。）に限る。）

付 則

この規則は、令和 2 年 6 月 21 日から施行する。

茨城県規則第57号

茨城県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 2 年 6 月 11 日

茨城県知事 大井川 和彦

茨城県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

茨城県生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成17年茨城県規則第98号）の一部を次のように改正する。

別表第 6 第 4 項を次のように改める。

4	卸売市場（卸売市場法（昭和46年法律第35号）第 2 条第 2 項に規定するものをいう。以下この項において同じ。）に設置される卸売場及び仲卸売場（青果物（野菜及び果実をいう。）に係るもの（同法第 4 条第 1 項の規定による農林水産大臣の認定を受けた中央卸売市場に設置されるもの及び当該卸売市場に設置される卸売場の面積が330平方メートル未満のものを除く。）及び水産物に係るもの（同法第 4 条第 1 項の規定による農林水産大臣の認定を受けた中央卸売市場に設置されるもの、水質汚濁防止法施行令別表第 1 第69号の 2 に規定するもの及び当該卸売市場に設置される卸売場の面積が200平方メートル（主として漁業者又は水産業協同組合から出荷される水産物の卸売のためその水産物の陸揚地において開設される卸売市場で、その水産物を主として他の卸売市場に出荷する者、水産加工業を営む者に卸売する者又は水産加工業を営む者に対し卸売するためのものにあつては、330平方メートル）未満のものを除く。）に限る。）
---	--

付 則

この規則は、令和 2 年 6 月 21 日から施行する。

 告 示

茨城県告示第641号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 75 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり廃止の届出があったので、同法第 78 条の規定により告示する。

令和 2 年 6 月 11 日

茨城県知事 大井川 和彦

事業所番号	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
0862690013	株式会社 トラスト	ケアサポート エルム	那珂市額田南郷 2381-18	訪問看護	令和 2 年 5 月 7 日
0872101399	アースサポート株式会社	アースサポートひたちなか	ひたちなか市東石 川 2-1-13	訪問介護	令和 2 年 5 月 31 日
0875300071	ユタカ建設 株式会社	ゆたか福祉用具貸与 事業所	行方市富田 273	福祉用具貸与	令和 2 年 5 月 31 日
0875300089	ユタカ建設 株式会社	ゆたか特定福祉用具 販売事業所	行方市富田 273	特定福祉用具販売	令和 2 年 5 月 31 日

茨城県告示第642号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 5 第 2 項の規定に基づき、次のとおり廃止の届出があったので、同法第 115 条の 10 の規定により告示する。

令和 2 年 6 月 11 日

茨城県知事 大井川 和彦

事業所番号	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
0862690013	株式会社 トラスト	ケアサポート エルム	那珂市額田南郷 2381-18	介護予防訪問看護	令和 2 年 5 月 7 日
0875300071	ユタカ建設 株式会社	ゆたか福祉用具貸与 事業所	行方市富田 273	介護予防福祉用具貸与	令和 2 年 5 月 31 日
0875300089	ユタカ建設 株式会社	ゆたか特定福祉用具 販売事業所	行方市富田 273	特定介護予防福祉用具販売	令和 2 年 5 月 31 日

茨城県告示第643号

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 5 の 3 の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第 21 条の 5 の 25 の規定により告示する。

令和 2 年 6 月 11 日

茨城県知事 大井川 和彦

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指 定 年月日	サービ スの 種 類
0850200296	S m i l e 暖歩	茨城県日立市東多 賀町二丁目 7 番 13 号	一般社団法人 S m i l e P l u s	茨城県日立市日高 町五丁目 8 番 2 号	令和 2 年 6 月 1 日	児童発達支援 放課後等デイ サービス

茨城県告示第644号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第21条の5の25の規定により告示する。

令和 2 年 6 月 11 日

茨城県知事 大井川 和彦

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指 定 年月日	サービ スの 種 類
0852200112	グローイング・ アップ	茨城県鹿嶋市中 3353-1	合同会社いちな り	茨城県鹿嶋市大字 中3353番地1	令和 2 年 6 月 1 日	児童発達支援

茨城県告示第645号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項に規定する廃止の届出があったので、同法第21条の5の25の規定により告示する。

令和 2 年 6 月 11 日

茨城県知事 大井川 和彦

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	サービスの種類	廃 止 年月日
0850200270	暖歩	茨城県日立市東多 賀町二丁目 7 番 13 号	一般社団法人暖	児童発達支援 放課後等デイサービ ス	令和 2 年 5 月 31 日

茨城県告示第646号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

令和 2 年 6 月 11 日

茨城県知事 大井川 和彦

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指 定 年月日	サービ スの 種 類
0821900586	あいのさと A	茨城県牛久市刈谷 町二丁目170番地 12	合同会社あいの さと	茨城県牛久市刈谷 町二丁目170番地 12	令和 2 年 6 月 1 日	共同生活援助

茨城県告示第647号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

令和 2 年 6 月 11 日

茨城県知事 大井川 和彦

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日	サービスの種類
0822001251	ごきげんファーム 緑が丘	茨城県つくば市緑が丘38番1	特定非営利活動法人つくばアグリチャレンジ	茨城県つくば市大角豆2168-1	令和2年6月1日	共同生活援助

茨城県告示第648号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

令和 2 年 6 月 11 日

茨城県知事 大井川 和彦

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指定更新年月日	サービスの種類
0810500082	まいえの里	茨城県石岡市真家1649番地25	特定非営利活動法人まいえの里	茨城県石岡市真家1649番地25	令和2年6月1日	生活介護

茨城県告示第649号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

令和 2 年 6 月 11 日

茨城県知事 大井川 和彦

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指定更新年月日	サービスの種類
0811600212	地域活動センター「光(K00)」	茨城県笠間市笠間1686番地の1	社会福祉法人光風会	茨城県水戸市見川一丁目1183番地の2	令和2年6月1日	生活介護

茨城県告示第650号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

令和 2 年 6 月 11 日

茨城県知事 大井川 和彦

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指定更新年月日	サービスの種類
0811700228	そよかぜ	茨城県取手市寺田6337番地	特定非営利活動法人らしん盤	茨城県取手市寺田6337番地	令和2年6月1日	就労継続支援B型

茨城県告示第651号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基

づき、次のとおり指定したので、同法第 51 条第 1 号の規定により告示する。

令和 2 年 6 月 11 日

茨城県知事 大井川 和彦

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指定更新年月日	サービスの種類
0812700573	ひまわりハウス	茨城県筑西市幸町三丁目31番2号	合同会社ひまわりハウス	茨城県筑西市幸町三丁目31番2号	令和2年6月1日	就労継続支援B型

茨城県告示第652号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

令和 2 年 6 月 11 日

茨城県知事 大井川 和彦

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指定更新年月日	サービスの種類
0813800356	美浦村自立支援センターホープ	茨城県稲敷郡美浦村大字木原150番地2	社会福祉法人美浦村社会福祉協議会	茨城県稲敷郡美浦村大字受領1546番地1	令和2年6月1日	就労継続支援B型

茨城県告示第653号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

令和 2 年 6 月 11 日

茨城県知事 大井川 和彦

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指定更新年月日	サービスの種類
0827100033	つばさ	茨城県桜川市真壁町下谷貝375番地2	社会福祉法人紫峰会	茨城県桜川市真壁町下谷貝1595番地2	令和2年6月1日	共同生活援助

茨城県告示第654号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の14第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条の30第1項第1号の規定により告示する。

令和 2 年 6 月 11 日

茨城県知事 大井川 和彦

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指定更新年月日	サービスの種類
0832100481	社会福祉法人ひたちなか市社会福祉協議会相談支援事業所	茨城県ひたちなか市西大島三丁目16番1号 ひたちなか市総合福祉センター	社会福祉法人ひたちなか市社会福祉協議会	茨城県ひたちなか市西大島三丁目16番1号	令和2年6月1日	地域移行支援 地域定着支援

茨城県告示第655号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その意見書は、本日から1月間縦覧に供する。

令和2年6月11日

茨城県知事 大井川 和 彦

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) 古河大堤商業施設

古河市大堤字田向148番1 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

新設の届出（第5条第1項）

令和2年3月12日

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住 所	代表者氏名
株式会社ヤオコー	埼玉県川越市新宿町1丁目10番地1	川野 澄人
未定	未定	未定

ウ 大規模小売店舗の新設をする日

令和2年10月29日

エ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

2,817㎡

オ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(ア) 駐車場の収容台数 109台

(イ) 駐輪場の収容台数 81台

(ウ) 荷さばき施設の面積 365㎡

(エ) 廃棄物等の保管施設の容量 37.57㎡

カ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(開店時刻) 午前8時

(閉店時刻) 午後10時

(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前7時30分～午後10時30分

(ウ) 駐車場の自動車の出入口の数

3箇所

(エ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時～午後9時（一部午前6時～午前7時30分）

キ 届出年月日

令和2年2月28日

2 市町村の意見

事 項	古河市からの意見の概要
・大規模小売店舗周辺の交通状況における配慮	・今後の交通状況の変化等にも配慮しながら、市民及び通行車両等の安全確保に継続的に努めること。

理 由
・当該区域は慢性的な渋滞が発生しやすい箇所であり、大規模小売店舗が設置されて営業が開始されるにあたり、そうした渋滞がさらに発生しやすくなることが予想されるため。

3 縦覧の場所

茨城県産業戦略部中小企業課



茨城県告示第656号

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成 8 年法律第 77 号）第 4 条第 7 項の規定により、茨城県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画 1 の別に定める「くろまぐろ」について（令和 2 年 3 月 23 日公表）を変更したので、同条第 10 項の規定において準用する同条第 5 項の規定により公表する。

令和 2 年 6 月 11 日

茨城県知事 大井川 和 彦

茨城県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画 1 の別に定める「くろまぐろ」について

（第 6 管理期間）

令和 2 年 3 月 23 日公表

令和 2 年 6 月 11 日変更

第 1 くろまぐろの保存及び管理に関する方針

- (1) 本県においては、くろまぐろは定置漁業、曳き釣り漁業、はえなわ漁業により、主に秋から冬にかけて本県全海域で漁獲されており、本県にとって重要な資源である。
- (2) このため、くろまぐろの保存及び管理を通じて、安定的で持続的な利用を図る観点から、国の基本計画により決定された漁獲可能量のうち本県の知事管理量について本県の漁業の実態に応じた適切な管理措置を講じることとする。
- (3) また、本県の知事管理量を適切に管理するためには、くろまぐろの採捕の数量を的確に把握する必要があることから、採捕の数量の報告体制を整備し、適切な報告がなされるよう漁業者等の指導・確認を行うものとする。あわせて、採捕の数量が積み上がり本県の知事管理量に近づいた場合はこの旨を直ちに公表するとともに、早期是正措置を講じるものとする。
- (4) また、適切な管理を行っていくためには、くろまぐろの分布、回遊状況、当該資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的データ又は知見が必要であり、当該データの蓄積又は知見の進展を図るため、本県水産試験場を中心とし、国又は関係都道府県連携の下、資源調査体制の充実化を図ることとする。

第 2 くろまぐろの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項

- (1) くろまぐろの管理の対象となる期間及び知事管理量は以下のとおりである。

くろまぐろ 30 キログラム未満の小型魚（以下「小型魚」という。）	4 月～ 翌年 3 月	27.8 トン	うち 1.389 トンを留保する
くろまぐろ 30 キログラム以上の大型魚（以下「大型魚」という。）	4 月～ 翌年 3 月	6.7 トン	

我が国全体の小型魚又は大型魚の漁獲可能量を超えるおそれが著しく大きいと認めて、農林水産大臣が当該採

捕の数量を公表した場合は、上表の本県の知事管理量が消化されていない場合であっても、その時点における本県の採捕の数量をもって、上表の本県の知事管理量とする。

(2) 知事管理量の融通について

- ① 第 3 の(1)で定めた小型魚の漁業協同組合（以下「漁協」という。）別採捕の種類別の数量（以下「漁協別数量」という。）の融通について、漁協間で協議が調った場合は、その内容を県ホームページ上で公表する。当該公表がなされた場合は、漁協別数量は当該融通を反映した量とする。
- ② 本県は小型魚及び大型魚の知事管理量について、必要に応じて、指定漁業、特定大臣許可漁業及び他の都道府県と配分量の融通を行う取組に参加することとし、関係者間で協議が調い、農林水産大臣がその内容を公表した場合は、(1)の知事管理量は当該融通を反映した量とする。この際、第 3 の(1)の数量の設定に基づき漁協別数量を変更し、その内容を県ホームページ上で公表する。

第 3 くろまぐろの知事管理量について、採捕の種類別、海域別又は期間別の数量に関する事項

(1) 数量の設定

本県の第 2 の知事管理量のうち漁協別数量は以下の表 1 のとおりとする。なお、表 2 のとおり各漁協別採捕の種類別に主漁期を設定し、小型魚については、原則として主漁期を除いて目的採捕を行わない。なお、主漁期後に漁協別数量に残量があった場合は、主漁期後の採捕を可とする。

また、本県の第 2 の知事管理量に変更があったときは、変更された知事管理量をもって表 3 に定める漁協別及び採捕の種類別の配分の比率（以下「配分の比率」という。）に基づき設定した漁協別数量を表 1 としてよみかえるものとする。

(2) 漁業協同組合別漁獲枠の最低数量の設定

漁業者の操業機会を確保するために、本県の第 2 の知事管理量のうち漁協別数量の設定に当たっては、最低数量を 500kg とする。表 3 の配分の比率に基づき漁協別数量を算出し、その数量が 500kg に満たない漁協が生じた場合は、最低数量を当該漁協に配分した後、それ以外の漁協では、漁協間における配分の比率を再計算した上で、残量を各漁協に配分する。

(3) 採捕の停止等の命令について

本県の小型魚の採捕の数量が、漁協別数量を超えるおそれが著しく大きいと認める場合は、定めた漁協ごと、採捕の種類ごとに法第 10 条第 2 項の規定に基づく採捕の停止等の命令を発出する。

表 1 小型魚の漁協別採捕の種類別の数量

漁 協	採捕の種類	くろまぐろ小型魚の漁獲枠(トン) (留保を除いた数量)
平 潟	曳き釣り	3.774
大 津	曳き釣り	4.945
川 尻	曳き釣り	2.891
久慈町	定 置	1.090
	曳き釣り	1.749
久慈浜丸小	曳き釣り	1.334
磯 崎	曳き釣り	1.727
那珂湊	曳き釣り	2.005
大洗町	曳き釣り	0.585
鹿島灘	曳き釣り	0.500
はさき	曳き釣り・はえなわ	5.811
合 計		26.411

表 2 小型魚の漁協別採捕の種類別の主漁期

漁 協	採捕の種類	主漁期
平 潟	曳き釣り	10, 11, 12月
大 津	曳き釣り	10, 11, 12月
川 尻	曳き釣り	10, 11, 12月
久慈町	定 置	10, 11, 12月
	曳き釣り	10, 11, 12月
久慈浜丸小	曳き釣り	10, 11, 12月
磯 崎	曳き釣り	10, 11, 12月
那珂湊	曳き釣り	9, 10, 11, 12月
大洗町	曳き釣り	10, 11, 12月
鹿島灘	曳き釣り	10, 11, 12月
はさき	曳き釣り・はえなわ	11, 12, 1月

表 3 小型魚の漁協別採捕の種類別の配分の比率

単位：%

漁 協	採捕の種類	くろまぐろ小型魚の漁獲割合
平 潟	曳き釣り	14.344
大 津	曳き釣り	18.793
川 尻	曳き釣り	10.985
久慈町	定 置	4.141
	曳き釣り	6.646
久慈浜丸小	曳き釣り	5.07
磯 崎	曳き釣り	6.563
那珂湊	曳き釣り	7.621
大洗町	曳き釣り	2.224
鹿島灘	曳き釣り	1.529
はさき	曳き釣り・はえなわ	22.084
合 計		100.000

※期間別の数量については、原則として表 2 で設定した主漁期を除いて小型魚の目的採捕を行わないので設定しないこととする。

第 4 くろまぐろの知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

(1) 緊急報告体制について

- ① 各漁協は急激な採捕の数量の積み上げに備え、以下の報告基準に該当する場合は、速やかに本県に一報の上、採捕の数量報告を行うものとする。

漁 協	採捕の種類	報告基準
以下の 8 漁協 平潟・大津・川尻・ 久慈浜丸小・磯崎・ 那珂湊・大洗町・ 鹿島灘	曳き釣り	出漁船のうち 1 隻に 100 キログラムを超える量の採捕のあった場合
久慈町	定 置	1 日 50 キログラムを超える量の採捕
	曳き釣り	出漁船のうち 1 隻に 100 キログラムを超える量の採捕のあった場合
はさき	曳き釣り	出漁船のうち 1 隻に 100 キログラムを超える量の採捕のあった場合
	はえなわ	出漁船のうち 1 隻に 100 キログラムを超える量の採捕のあった場合

- ② ①の本県への一報は、各漁協の担当者が所属組合員の漁獲量を取りまとめて、FAXにて数量報告する。なお、本県は各漁協と本県間の連絡体制（土日祝祭日、年末年始等の閉庁時の連絡体制を含む）を別に定めるものとする。
- ③ ①の緊急報告がなされる急激な採捕があった場合に直ちに当該漁業者らが取り組む緊急の管理措置は以下のとおりとする。また、本県に当該採捕の数量報告を受けた際に、以下の緊急の管理措置が実施されているか、必要な指導を行うものとする。

採捕の種類	緊急の管理措置
定 置	第 2 の(1)の知事管理量及び第 3 (1)の漁協別数量の残枠が判明するまでの間は、当面、生存個体の放流に努め、急激な漁獲量の積みあがりを抑制する。
曳き釣り はえなわ	当該漁協は所属組合員に対し、大量漁獲があった旨の緊急連絡をする。漁協は漁獲状況を詳細に把握し、第 2 の(1)の知事管理量及び第 3 (1)の漁協別数量の残枠が判明するまでの間は、当面、目的操業を自粛する。

- ④ 本県は、1 日 500 キログラムを超える採捕の数量報告があった場合は、速やかに当該採捕の数量を国に報告する。
- (2) 早期是正措置について
- 【採捕の数量の公表等について】
- ① 法第 8 条第 2 項の規定による本県の採捕の数量が知事管理量を超えるおそれがあると認める場合とは、本県の第 2 の知事管理量の 7 割を超え、又はそのおそれがあると認める場合であり、その時点で県は当該採捕の数量を公表するものとする。
- ② また、採捕の数量が我が国全体の小型魚若しくは大型魚別の漁獲可能量の 7 割を超え、又はそのおそれがあると認める時点で農林水産大臣から当該採捕の数量が公表される。この際、当該公表がされた時点で本県の①の公表がされていない場合は、農林水産大臣の当該採捕の数量を持って本県の①の公表とする。

【早期是正措置】

○小型魚

- ① 知事管理量の 7 割を超えるおそれがあると認めるとき

- ・ 県全体の漁獲状況を各漁協と共有する。
- ・ 曳き釣り、はえなわ：各漁協は所属組合員の漁獲状況を詳細に把握し、第 3 (1)の表 1 に示した漁協別数量の 9 割を超過するおそれがあるときは、目的操業を自粛する。
- ・ 定 置 網：生存個体は放流する。

② 知事管理量の 9 割を超えるおそれがあると認めるとき

- ・曳き釣り，はえなわ：目的操業の自粛を実施する。
- ・定 置 網：生存個体は全て放流する。

○大型魚

① 知事管理量の 5 割を超えるおそれがあると認めるとき

- ・曳き釣り，はえなわ：生存個体は全て放流する。
- ・定 置 網：生存個体は全て放流する。

第 5 その他くろまぐろの保存及び管理に関する重要事項

- (1) 本県は管内の漁業者へ管理の取り組みを指導した場合は管内の遊漁船業者に対しても同様の指導を行うものとする。この場合，本県は国に対し当該指導内容を速やかに報告するものとする。
- (2) 特にプレジャーボート等を利用した採捕の実態が必ずしも明らかでないことから，本県は国と協力しつつ，釣り団体の各ホームページやテレビ等の媒体を通じてくろまぐろの管理状況や漁業者の取り組みへの理解と協力の呼びかけを行うものとする。

第 6 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

- (1) 本県の採捕の数量が第 2 の知事管理量のうち，原則として小型魚は 9 割 5 分を超える時点で，大型魚は 9 割を超える時点で法第 10 条第 2 項の規定に基づく採捕の停止命令を発出する。
- (2) 我が国全体の小型魚又は大型魚別の漁獲可能性を超えるおそれが著しく大きいと認めて農林水産大臣が当該採捕の数量を公表した場合は，その時点における本県の採捕の数量をもって知事管理量となることから，当該公表の時点で，法第 10 条第 2 項の規定に基づく採捕の停止命令を発出する。
- (3) 遊漁者による採捕の数量は知事管理量に含まれるため，本県知事の採捕の停止命令（法第 10 条関係）が発出された際は，本県海面での遊漁者も命令の対象となる。

茨城県告示第 657 号

平成 31 年 3 月 19 日に変更計画を確定した県営潮来市牛堀地区土地改良事業（農業用排水施設）については，令和 2 年 3 月 17 日に工事が完了したので，土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 113 条の 3 第 3 項の規定により公告する。

令和 2 年 6 月 11 日

茨城県知事 大井川 和彦

茨城県告示第 658 号

平成 31 年 3 月 19 日に変更計画を確定した県営潮来市牛堀地区土地改良事業（農業用道路）については，平成 31 年 3 月 25 日に工事が完了したので，土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 113 条の 3 第 3 項の規定により公告する。

令和 2 年 6 月 11 日

茨城県知事 大井川 和彦

茨城県告示第 659 号

平成 31 年 3 月 19 日に変更計画を確定した県営潮来市牛堀地区土地改良事業（暗きょ排水）については，令和 2 年 3 月 23 日に工事が完了したので，土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 113 条の 3 第 3 項の規定により公告する。

令和 2 年 6 月 11 日

茨城県知事 大井川 和彦

茨城県告示第660号

平成31年3月19日に変更計画を確定した県営潮来市牛堀地区土地改良事業（客土）については、令和2年3月17日に工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により公告する。

令和 2 年 6 月 11 日

茨城県知事 大井川 和彦

茨城県告示第661号

飯富岩根那珂西土地改良区から令和2年4月13日付けで申請のあった定款変更については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により令和2年6月5日認可した。

令和 2 年 6 月 11 日

茨城県知事 大井川 和彦

茨城県告示第662号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、令和2年6月11日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和 2 年 6 月 11 日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 路線名 一般国道 293号
- 2 供用開始の区間 常陸太田市瑞龍町字塙返4238番から
常陸太田市瑞龍町字向井669番まで
- 3 供用開始の期日 令和 2 年 6 月 11 日

茨城県告示第663号

令和元年12月24日付け西農土指令第4号をもって認可のあった霞ヶ浦用水利土地改良区が行う霞ヶ浦用水地区土地改良施設突発事故復旧事業については、令和2年3月23日に工事が完了した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第1項の規定により届出があったので、同条第2項の規定により公告する。

令和 2 年 6 月 11 日

茨城県西農林事務所長 中村 修

(選挙管理委員会)

茨城県選挙管理委員会告示第33号

令和2年4月12日執行の茨城県議会議員常陸大宮市選挙区補欠選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第192条第1項の規定に基づき次のとおり公表する。

令和 2 年 6 月 11 日

茨城県選挙管理委員会委員長 荒 川 誠 司

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和 2 年 4 月 12 日執行 茨城県議会議員常陸大宮市選挙区補欠選挙
 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 (法定選挙運動費用額)

6,881,500 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	大瀧 愛一郎	所属党派	無所属	令和 2 年 4 月 2 日から 期間 第 1 回分
出納責任者氏名	河西 和文			令和 2 年 4 月 22 日まで

収 入				支 出	
主たる寄附 (氏名, 団体名)	(職業)	(寄附額)		人件費	660,000円
笹沼 博	無職	20,000円		家屋費	20,000円
				選挙事務所費	20,000円
				集会会場費	0円
				通信費	0円
				交通費	0円
				印刷費	154,000円
				広告費	706,200円
				文具費	0円
				食糧費	0円
その他の寄附	0件	0円		休泊費	0円
その他の収入		1,700,000円		雑費	1,677円
今回計		1,720,000円		今回計	1,541,877円
前回計		0円		前回計	0円
総 計		1,720,000円		総 計	1,541,877円

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	ビラの作成	0円
	ポスターの作成	154,000円
	計	154,000円

報告書受理年月日	令和 2 年 4 月 24 日	第 1 回報告分
----------	-----------------	----------

候補者氏名	大瀧 愛一郎	所属党派	無所属	令和 2 年 5 月 20 日から 期間 第 2 回分	
出納責任者氏名	河西 和文			令和 2 年 5 月 20 日まで	
収 入				支 出	
主たる寄附 (氏名, 団体名)	(職業)	(寄附額)		人件費	0円
				家屋費	0円
				選挙事務所費	0円

			集合会場費	0円
			通信費	0円
			交通費	0円
			印刷費	0円
			広告費	0円
			文具費	0円
			食糧費	0円
その他の寄附	0件	0円	休泊費	0円
その他の収入		0円	雑費	70円
今回計		0円	今回計	70円
前回計		1,720,000円	前回計	1,541,877円
総計		1,720,000円	総計	1,541,947円

報告書受理年月日	令和 2 年 5 月 21 日	第 2 回報告分
----------	-----------------	----------

候補者氏名	大瀧 愛一郎	所属党派	無所属	令和 2 年 5 月 25 日から
出納責任者氏名	河西 和文			期間 第 3 回分
				令和 2 年 5 月 25 日まで

収入			支出	
主たる寄附			人件費	0円
(氏名, 団体名)	(職業)	(寄附額)	家屋費	0円
			選挙事務所費	0円
			集合会場費	0円
			通信費	414円
			交通費	0円
			印刷費	0円
			広告費	0円
			文具費	0円
			食糧費	0円
その他の寄附	0件	0円	休泊費	0円
その他の収入		0円	雑費	0円
今回計		0円	今回計	414円
前回計		1,720,000円	前回計	1,541,947円
総計		1,720,000円	総計	1,542,361円

報告書受理年月日	令和 2 年 5 月 26 日	第 3 回報告分
----------	-----------------	----------

茨城県選挙管理委員会告示第34号

選挙管理委員会が、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により、個人演説会、政党演

説会又は政党等演説会を開催することができる施設として次の施設を指定した。

令和 2 年 6 月 11 日

茨城県選挙管理委員会委員長 荒 川 誠 司

指定した選挙管理委員会	施設の名称	施設の所在地
利根町選挙管理委員会	利根町文化センター	北相馬郡利根町大字下曾根187番地

茨城県選挙管理委員会告示第35号

令和 2 年 6 月 1 日現在の地方自治法（昭和22年法律第67号）及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定に基づく直接請求の場合における連署を要すべき県議会議員及び知事の選挙権を有する者の法定数は、次のとおりである。

令和 2 年 6 月 11 日

茨城県選挙管理委員会委員長 荒 川 誠 司

- 1 地方自治法第74条第 1 項の規定による県条例の制定又は改廃の請求に連署を要する選挙権を有する者の総数の50分の 1 の数

4 8, 5 9 0 人

- 2 地方自治法第75条第 1 項の規定による県の事務の執行に関する監査の請求に連署を要する選挙権を有する者の総数の50分の 1 の数

4 8, 5 9 0 人

- 3 地方自治法第76条第 1 項の規定による県議会の解散の請求に連署を要する選挙権を有する者の総数の3分の 1 の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の 1 を乗じて得た数と40万に3分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の 1 を乗じて得た数と40万に6分の 1 を乗じて得た数と40万に3分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数）

4 0 3, 6 8 2 人

- 4 地方自治法第80条第 1 項の規定による県議会議員の解職の請求に連署を要する選挙権を有する者の総数の3分の 1 の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の 1 を乗じて得た数と40万に3分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の 1 を乗じて得た数と40万に6分の 1 を乗じて得た数と40万に3分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数）

水戸市・城里町 選挙区	8 1, 0 7 7 人
日 立 市 選挙区	5 0, 7 7 2 人
土 浦 市 選挙区	3 9, 4 3 9 人
古 河 市 選挙区	3 9, 5 6 7 人
石 岡 市 選挙区	2 1, 1 5 1 人
結 城 市 選挙区	1 3, 9 8 4 人
龍ヶ崎市・利根町 選挙区	2 6, 1 6 9 人
下 妻 市 選挙区	1 1, 6 9 2 人
常総市・八千代町 選挙区	2 2, 3 8 8 人
常陸太田市・大子町 選挙区	2 0, 0 1 3 人
高萩市・北茨城市 選挙区	2 0, 5 5 4 人
笠 間 市 選挙区	2 1, 3 9 2 人

取 手 市 選挙区	30,610 人
牛 久 市 選挙区	23,453 人
つ く ば 市 選挙区	61,941 人
ひ たち な か 市 選挙区	44,076 人
鹿 嶋 市 選挙区	18,882 人
潮 来 市 ・ 行 方 市 選挙区	17,595 人
守 谷 市 選挙区	18,415 人
常 陸 大 宮 市 選挙区	11,940 人
那 珂 市 選挙区	15,494 人
筑 西 市 選挙区	29,003 人
坂 東 市 ・ 五 霞 町 ・ 境 町 選挙区	23,827 人
稲 敷 市 ・ 河 内 町 選挙区	14,127 人
か す み が う ら 市 選挙区	11,573 人
桜 川 市 選挙区	11,822 人
神 栖 市 選挙区	25,903 人
鉾 田 市 ・ 茨 城 町 ・ 大 洗 町 選挙区	27,035 人
つ く ば み ら い 市 選挙区	14,065 人
小 美 玉 市 選挙区	13,928 人
東 海 村 選挙区	10,459 人
美 浦 村 ・ 阿 見 町 選挙区	17,484 人

5 地方自治法第81条第1項の規定による知事の解職の請求に連署を要する選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数，その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）

403,682 人

6 地方自治法第86条第1項の規定による副知事，県選挙管理委員，県監査委員又は県公安委員会の委員の解職の請求に連署を要する選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数，その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）

403,682 人

7 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項の規定による県教育委員会の教育長又は委員の解職の請求に連署を要する選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数，その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）

403,682 人



公 告

●道路の廃止

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路を次のとおり廃止した。

令和2年6月11日

茨城県知事 大井川 和彦

廃止番号	廃止年月日	申請者		道路の位置	道路の幅員及び延長	
		氏名	住所		幅員	延長
建指指令 第25号	令和2年6月4日	東海村長 山田 修	那珂郡東海村東海三 丁目7番1号	那珂郡東海村大字村松 字根崎1365番9	メートル 4.00	メートル 61.50

訓 令

(教育委員会)

茨城県教育委員会訓令第3号

茨城県教職員住宅管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年6月11日

茨城県教育委員会教育長 小泉 元伸

茨城県教職員住宅管理規程の一部を改正する訓令

茨城県教職員住宅管理規程（昭和42年茨城県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1 土浦地区乙戸南住宅の項を削る。

付 則

この訓令は、公布の日から施行する。

正 誤

平成30年6月21日付け茨城県報号外第76号中次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	行	誤	正
4	下から20	第 号	第33号
6	上から5	第 号	第33号
7	上から11	第 号	第33号

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)
(休日の場合は繰下発行) (金 3,210 円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1111 (代)